

## 産前産後休業期間中掛金免除申出書

組合員氏名	フリガナ	職員コード								
所 属			所属機関の 名称・所在地							
	電話									
出産予定日										
産前休暇予定期間 (出産予定日以前56日間)	令和	年	月	日	から	令和	年	月	日	まで
産後休暇予定期間 (出産日以後56日間)	令和	年	月	日	から	令和	年	月	日	まで
<p>1 適用される掛金免除に関する規定          地方公務員等職員共済組合法第114条の2-2 (産前産後休業期間中の掛金の特例)</p> <p>2 掛金免除は出産予定日以前42日(多胎妊娠の場合98日)が基準日となっています。その日が月末であればその月は掛金免除となります。</p> <p>3 掛金控除停止が間に合わない等の理由で掛金の還付がある場合は、後日共済組合登録口座へ振込みます。</p>										
<p>上記のとおり、掛金の免除を申出します。</p> <p>(あて先)川崎市職員共済組合理事長</p> <p>令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">所 属</p> <p style="text-align: right;">申 出 者</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p>										
<p>上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">役職名</p> <p style="text-align: right;">所 属 長</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p>										

**備考**

(添付書類等)

- 1 出産予定日のわかる書類を添付してください。
- 2 出産日が出産予定日と異なった場合は、掛金免除期間が変更になるため、再度出産日がわかる書類(母子手帳の出生届出済み証明の部分の写し等)を添付して「産前産後休業期間中掛金免除変更申出書」を提出してください。
- 3 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第2条第1項による派遣職員の方は、「所属機関の名称・所在地」に「派遣先団体の名称・所在地」を記入してください。